

秋田市災害時語学ボランティア

活動の手引き



秋田市企画調整課
(秋田市災害対策本部企画班)
令和8年2月

目次

- ？ 秋田市災害時語学ボランティア・・・・・・・・・・ P 1
- 1 ボランティア活動の流れ・・・・・・・・・・ P 2
- 2 ボランティア活動の準備・・・・・・・・・・ P 3
- 3 ボランティア活動の内容・・・・・・・・・・ P 4
- 4 ボランティア活動時の心構え・・・・・・・・・・ P 5
- 5 災害時に外国人が直面する課題・・・・・・・・・・ P 6
- 6 秋田市被災者支援ガイドの活用・・・・・・・・・・ P 8
- 7 秋田市内の避難所等・・・・・・・・・・ P 8
- 8 関係機関連絡先・・・・・・・・・・ P 9
- 9 災害時語学ボランティア活動Q & A・・・・・・・・ P 11

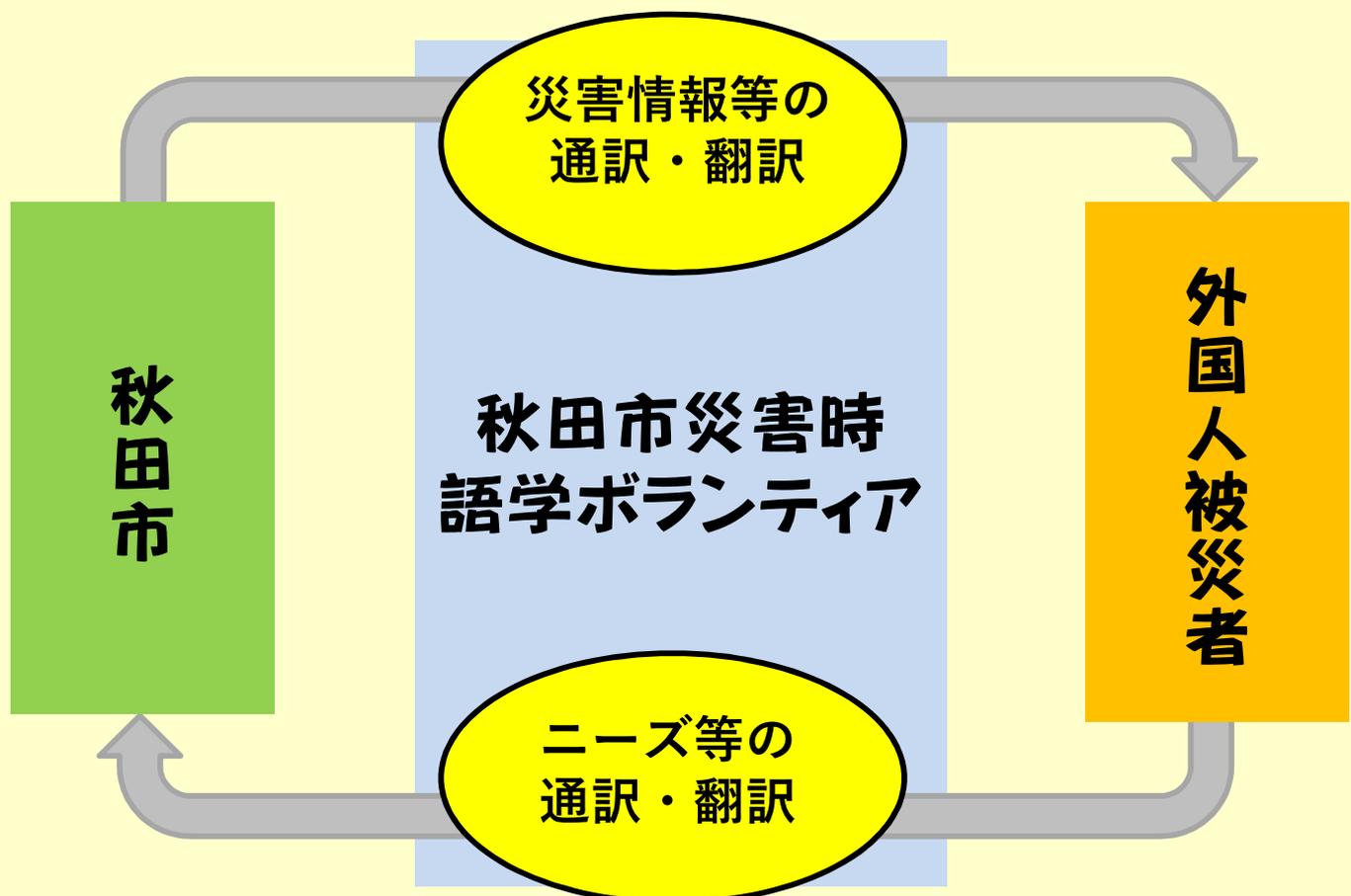


秋田市災害時語学ボランティア

災害が発生した際、日本語を十分に理解できない外国人は、行政機関等が日本語で発信する情報を理解できなかったり、地理的不案内や生活習慣の違いにより適切な行動を取ることができなかったりすることが想定されます。

このような外国人を支援するため、災害時に秋田市が日本語で発信する情報等を翻訳・通訳したり、秋田市内の避難所等で外国人被災者からニーズを聞き取り、関係機関等に伝えたりする役割を担うボランティアが「秋田市災害時語学ボランティア」です。

活動種別	活動方法	主な活動場所
現 地	外国人被災者と直接会って活動します。	市役所、避難所
遠 隔	電話やオンライン会議ツール等を使用して活動します。	ご自宅



1

ボランティア活動の流れ



秋田市内で

震度5強以上の地震発生
または
大津波警報発令 etc

秋田市

外国人支援体制を整備、事案把握

市職員が外国人避難者等の情報収集を行うとともに、支援が必要な事案の把握をします。

秋田市

ボランティアへ活動の要請

言語面で対応が困難な事案が発生した場合、市職員からボランティア登録者へ活動依頼の連絡をします。

ボランティア

活動要請に対する可否回答

語学ボランティアとして活動が可能か、不可能かをご判断いただき、ご回答いただきます。

ボランティア

要請に応じて活動開始

市職員の指示に従って、語学ボランティアの活動を行っていただきます。
※活動内容はP4を参照

ボランティア

【活動終了後】活動報告書提出

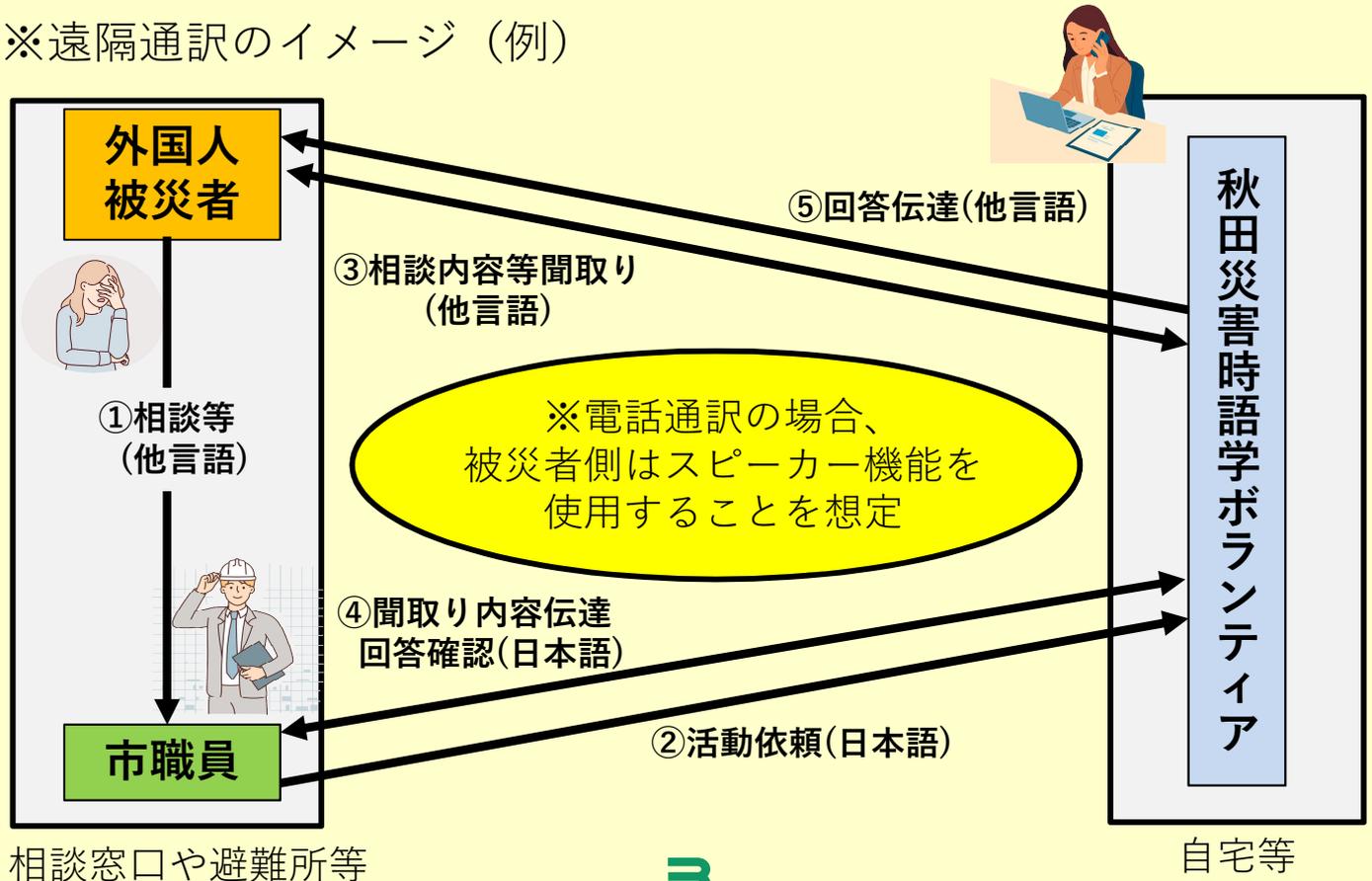
支援状況の把握や事案引継ぎ等のため、所定の報告書のご提出をお願いします。

2

ボランティア活動の準備

活動種別	服装	持ち物
現 地 	<input type="checkbox"/> 作業服 (長袖・長ズボン) <input type="checkbox"/> 帽子 <input type="checkbox"/> スニーカー (動きやすい靴) <input type="checkbox"/> 雨具や防寒具 <input type="checkbox"/> リュック など	<input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 携帯電話または スマートフォン <input type="checkbox"/> 通訳・翻訳に 利用する機器等 <input type="checkbox"/> 飲み物 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 など
遠 隔 	指定しない	<input type="checkbox"/> 遠隔通訳・翻訳で 使用する機器 など

※遠隔通訳のイメージ (例)





ボランティア活動の内容

時 期	主な活動内容	現地	遠隔
平 時	外国人対象の防災訓練等への参加（任意）	○	○
災害時	避難所等でニーズ把握等を行う際の通訳	○	○
	外国人住民の安否確認を行う際の通訳	○	-
	外国人向け生活相談窓口での通訳	○	○
	広報紙等の翻訳	○	○
	その他災害時における通訳及び翻訳	○	○
活 動 終了後	活動報告書（引継書）の作成	○	○



注 意 事 項
活 動 に 際 し て の

秋田市の指示に従うこと

- ・市職員の指示に従い活動してください。特に、活動中に被災者から新たな依頼や苦情を受けた、または危険を伴う状況になった場合には、活動を一時中止し、速やかに市職員に報告し、その指示に従うようお願いします。

個人情報の取扱いに注意すること

- ・活動を通じて知り得た被災者の個人的な情報等は、絶対に口外しないでください。

4

ボランティア活動時の心構え

以下のことをご理解のうえ、活動のご協力をお願いします。

■ボランティアの特性および原則

ボランティアとは、自主的自発的に自らの責任において、金銭の見返りを求めずに自ら進んでよりよい社会をつくるために活動する人のことです。

被災地に負担をかけないため、原則として、自身の健康管理をはじめ、活動に適した服装をすることや、貴重品の管理、活動に必要な物品、被災地での食料、交通手段の確保などについて、自らご準備くださるようお願いいたします。

■被災者の境遇に寄り添うこと

混乱している被災者の心をかき乱すような言動は避けてください。あいさつや言葉遣いなどにも注意が必要です。「がんばってください」や「大変ですね」など、被災者との立場の違いを明確にするような言葉は慎み、「してあげる」ではなく、「お手伝いさせていただく」という気持ちで活動してくださるようお願いいたします。

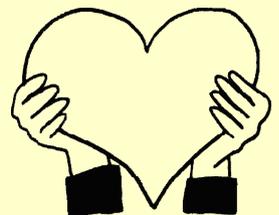
■先入観や思い込みによる行動は慎むこと

先入観や思い込みによる行動は、求められている支援とのズレを生じさせることがあります。また、求められている支援以上のことを行うと、本人の自立を停滞させる恐れがあります。「何が求められているのか」を十分に把握し、理解したうえで活動してくださるようお願いいたします。

■「可能な範囲で」活動すること

使命感や責任感により、ボランティアご自身の都合を後回しされてしまうかたもいらっしゃいますが、ご自身の犠牲を払ってまで行うべきものではありません。ご家族や周囲の人たちとよく相談しながら、ご自身の生活に無理のない「可能な範囲で」活動してくださるようお願いいたします。

また、被災者からの依頼も含め、できないことは断っていただいても構いません。できないことを引き受けたことによるトラブルの発生を防ぐためです。





災害時に外国人が直面する課題

災害に関する知識が乏しい場合がある

例えば…

- どのようにして災害が起きるのかわからない
- 災害発生前に、十分な備えをしていない
- 災害発生後に、どのような行動をとったらよいか分からない
- 避難所の場所、受けられる支援、ルールなどが分からない



災害情報の入手手段が乏しい場合がある

例えば…

- どこから情報が得られるかわからない
- 正確な情報と嘘・噂の判断ができない
- テレビ、新聞等で報道される日本語情報を理解できない



地域との関わりに乏しい場合がある

例えば…

- 身近に信頼できる人や助けてくれる人が少ない
- 避難生活で分からないことを安心して聞ける相手が少ない



災害時に想定される外国人からの相談

掲載内容は一例です。状況に応じた対応をお願いします。

Q 1 どこに避難すればいいですか？

A 1 (住所から近隣の避難所を確認し)〇〇〇に逃げてください。

Q 2 避難所とはなんですか？

A 2 災害のときに、無料で水や食料がもらえ、寝泊まりすることができる場所です。

Q 3 家族・友人の安否を確認する方法はありますか？

A 3 市役所に情報が入っている場合があります。その人の国籍と名前を教えてください。また、大使館で把握している場合もありますので、確認してみてください。

Q 4 体調が悪い(怪我をした)ので、医療機関を受診したいのですが、どうしたらいいですか？

A 4 症状を教えてください。医療機関が受診できるように調整します。※医療機関受診の調整は、医療班を通して行う。

Q 5 家が被害を受けました。何からやったらいいですか？

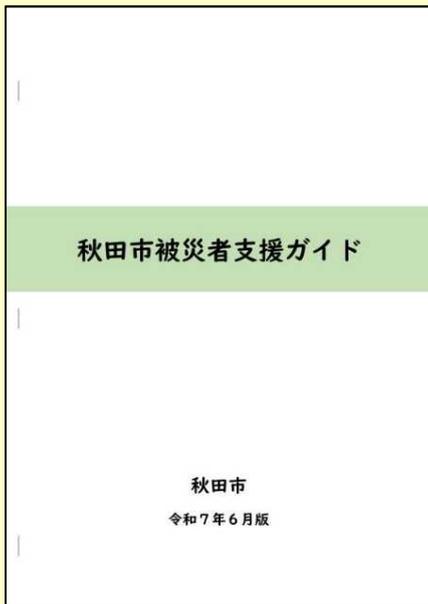
A 5 まずは、家の被害状況がわかる写真を撮ってください。罹災証明書や損害保険の申請をするときなどに役立ちます。※写真の撮り方等詳細は「秋田市被災者支援ガイド」参照

Q 6 罹災証明書とはなんですか？

A 6 住居(家屋)に被害があったことを証明する書類で、様々な公的支援を受けるときに必要になります。※申請先等詳細は「秋田市被災者支援ガイド」参照



秋田市被災者支援ガイドの活用



秋田市では、災害時の支援制度や問い合わせ先などを掲載した「秋田市被災者支援ガイド」を発行しています。活動の際に適宜ご活用ください。
※外国人支援に特化した内容ではありません。

秋田市 1043434



秋田市HP
秋田市被災者支援ガイドについて



秋田市内の避難所等

秋田市ホームページで確認できるほか、防災アプリ「全国避難所ガイド（ファーストメディア株式会社）」も活用することができます。

【防災アプリの主な機能】

- ①全国の避難所検索・ルート案内
- ②防災情報の表示・プッシュ通知
- ③安否登録・安否確認
- ④多言語対応（英語・中国語（繁体・簡体）・韓国語）

秋田市 1019811



秋田市HP
指定避難所一覧





関係機関連絡先

■秋田市関係

秋田市被災者支援ガイド参照

■秋田県内 国際交流団体

名称	電話番号
秋田県国際交流協会（A I A）	018-893-5499
鹿角国際交流協会	0186-23-6620
小坂町国際交流協会	0186-29-3908
仙北市国際交流協会	0187-43-3353
大仙市国際交流協会	0187-63-1111
にかほ市国際交流協会	0184-43-7510
潟上市国際交流協会	018-878-2010
大潟村国際交流協会	0185-45-2111

■在留資格に関すること

名称	電話番号
仙台出入国在留管理局秋田出張所	018-895-5221
外国人総合相談支援センター	03-3202-5535
	03-5155-4039

■査証（ビザ）、パスポートに関すること

対応国、地域	名称	電話番号
中国	在札幌中華人民共和国総領事館	011-563-5563
フィリピン	フィリピン共和国大使館	03-5562-1600
ベトナム	ベトナム社会主義共和国大使館	03-3466-3313
		03-3466-3314
韓国	在仙台大韓民国総領事館	022-221-2751
インドネシア	インドネシア共和国大使館	03-3441-4201
アメリカ	在札幌アメリカ合衆国総領事館	011-641-1115
		011-641-1116
		011-641-1117
台湾	台北駐日経済文化代表処	03-3280-7802
		03-3280-7810

掲載していない各国大使館・領事館の連絡先については、外務省HPを参照

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>



Q 1 ボランティア登録の方法は？

A 1 秋田市ホームページの申請フォームからご登録ください。なお、登録手続きはオンラインのみとなります。

秋田市 1050014

**Q 2 登録に必要な語学の資格は？**

A 2 秋田市災害時語学ボランティアの登録においては、語学に関する資格要件はありません。母語以外の言語で日常生活での会話に困らない程度の日本語力があればご登録いただけます。

Q 3 母語が日本語ではないけど登録できる？

A 3 日常生活に困らない程度の日本語力があればご登録いただけます。

Q 4 登録者に対する研修はある？

A 4 研修の実施は予定していませんが、外国人支援を目的とした防災訓練や事業等を実施する際にお知らせしますので、可能な範囲でご参加ください。

Q 5 活動に必要な費用等は負担してもらえる？

A 5 申し訳ありませんが、すべてボランティアのかたの自己負担となりますので、ご理解のうえご登録ください。

Q 6 活動した場合、ボランティア証明書はもらえる？

A 6 ご依頼に応じて発行しますので、活動終了後にお知らせください。

【MEMO】

【MEMO】



秋田市企画財政部企画調整課
国際・都市間交流担当

直通 018-888-5464

メール ro-plmn@city.akita.lg.jp